

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に規定する随時監査について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和8年3月24日

茨城県監査委員	半 村 登
同	黒 部 博 英
同	澤 田 勝
同	田 中 美 和

随時監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、随時監査の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項及び第5項に規定する随時監査について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 実施方針

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項について必要に応じ随時に監査を実施する。

2 監査の対象機関及び監査実施日

所管部局	監査対象機関名	監査実施日
教育庁総務企画部	総務課	令和8年2月6日

3 監査の実施内容

令和7年5月の知事部局における退職手当の過少支給事例の発生を受け、教育庁総務企画部総務課において、教育委員会で支給した退職手当の総点検を行った。

このことに関し、総点検の方法及び点検の結果判明した誤支給の内容を監査した。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については、「意見」とする。

2 監査の結果

次のとおり、注意事項が認められた。

(1) 注意事項

所管部局	監査対象機関名	監査の結果
教育庁総務企画部	総務課	退職手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給額の算定を誤り、65名分を14,077,385円過少に、7名分を1,171,949円過大に支給したこと、また、この不足分の支給に伴う遅延損害金972,403円を発生させたことは適切でない。